

奄美市告示第5号

令和元年度 奄美市市民交流センター（建築主体）新築工事の制限付き一般競争入札に関する公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，令和元年度奄美市市民交流センター（建築主体）新築工事の制限付き一般競争入札を行うので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び奄美市制限付き一般競争入札実施要領（平成18年奄美市告示第87号）第3条の規定により，公告する。

令和2年1月15日

奄美市長 朝山 毅

第1 競争入札に付する事項

| | | |
|-----|------|---|
| (1) | 工事名 | 令和元年度 奄美市市民交流センター（建築主体） 新築工事 |
| (2) | 工事場所 | 奄美市名瀬柳町地内 |
| (3) | 工事期間 | 契約締結の日の翌日～令和3年3月31日 ※第11 留意事項（5）を参照のこと。 |
| (4) | 工事概要 | 建築面積 1,635.21㎡ 延床面積 2,869.43㎡ 敷地面積 3,127.25㎡ 鉄筋コンクリート造（一部プレキャスト鉄筋コンク |

| | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| | | リート造), 地上3階建て 附帯工事 昇降機設備 |
| (5) | 予定価格 | 事後公表 |
| (6) | 最低制限価格 | 適用する |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる共同企業体は、次の1から4までに掲げる事項をすべて満たす者とする。

1 共同企業体の要件

次表において、(1)から(5)までのすべての要件を満たしていること。

| 区分 | | 要件 |
|-----|------------|---|
| (1) | 構成員の数 | 3者(第2の2の要件を満たす者に限る。) |
| (2) | 構成員の組み合わせ | 第2の3の要件を満たす代表構成員(以下「代表者」という。)1者と第2の4の要件を満たすその他の構成員2者の組み合わせとする。 |
| (3) | 結成方式 | 自主結成とし共同施工方式(甲型)とすること。 |
| (4) | 出資比率 | 出資比率は、それぞれ20%以上であること。 |
| (5) | 共同企業体の有効期間 | <p>ア 本工事の契約締結相手となった者 本工事の契約履行後3か月を経過するまで。ただし、本工事に関する^{かし}瑕疵担保責任については、法律上又は契約上の^{かし}瑕疵担保責任が存続する期間において、構成員であった者は連帯してその責任を負うものとする。</p> <p>イ 本工事の契約締結の相手とならなかった者 本工事の契約が締結されるまで</p> |

2 共同企業体の構成員の要件

次表において、(1)から(6)までのすべての要件を満たしていること。

| | 要件 |
|-----|---|
| (1) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 |
| (2) | 入札参加資格審査申請書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に奄美市建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成18年奄美市告示第86号)の規定に基づく指名停止を受けていない者 |
| (3) | 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者 |
| (4) | 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以後の日を審査基準日とする経営規模等評価の結果に基づき、奄美市の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可されたものを除く。 |
| (5) | <p>本工事に係る設計業務等の受託者(内藤・重信設計共同企業体)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。</p> <p>ア 当該受託者発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> |
| (6) | 建設業法に基づき建築一式工事の許可を引き続き3年以上得ている者で、奄美市建設工事入札参加資格を有しているもの |

3 代表者となる者の資格

次表において、(1)から(3)までのすべての要件を満たしていること。

| | 要件 |
|-----|---|
| (1) | 奄美市建設工事入札参加資格を有する者で、公告時の経営事項審査の建築一式工事の総合評定値（P点）が1,200点以上あり、特定建設業の許可を有し、日本国内に本店のあるもの |
| (2) | <p>平成21年4月1日から公告日までの間に、下記アの建物について完成し引渡しが完了した、建設工事の施工実績（日本国内での実績に限る。）を有していること。ただし、工事は元請けとし、単体又は共同企業体の代表構成員として施工したものに限り。</p> <p>ア 新築・改築又は増築で、延床面積2,000㎡以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の施工実績を有すること。</p> |
| (3) | <p>建設業法第26条第2項に規定する監理技術者及び同法第19条の2に規定する現場代理人を本工事の現場に専任で配置できる者で、監理技術者は次に掲げる全ての要件を満たすもの</p> <p>ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の国家資格を有すること。</p> <p>イ 建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者</p> <p>ウ 申請書等提出日以前において直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>エ 平成21年4月1日から公告日までの間に、完成し引渡しが完了した、延床面積2,000㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築・改築又は増築（増築部分の延床面積が2,000㎡以上のものに限り。）及び改修（延床面積が</p> |

| | |
|--|---|
| | 2,000㎡以上の建築物を改修したもの)において、技術者としての施工実績を有すること。 |
|--|---|

4 代表者以外の構成員となる者の資格

次表において、(1)から(3)までのすべての要件を満たしていること。

| | 要件 |
|-----|---|
| (1) | 奄美市建設工事入札参加資格を有する者で、奄美市建設工事入札参加資格審査要綱（平成18年奄美市告示第88号）の規定による、令和元年度 建築工事の格付がA級の者 別紙 入札参加資格構成員名簿（建築主体）掲載者 |
| (2) | 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事の現場に専任で配置できるもの |
| (3) | 主任技術者は、申請書等提出日以前において直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。 |

第3 申請書類等の交付及び提出期限等

本工事の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成のうえ、提出書類一覧に掲げてある申請書類等を次の期日までに持参し、4部提出すること。

| | 区分 | 期間 |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 書類交付 及び 提出期間 | 令和2年1月15日～令和2年2月6日 (ただし、閉庁日を除く。) |
| (2) | 時間 | 午前8時30分～午後5時00分 |
| (3) | 場所及び 連絡先 | 奄美市役所4階 総務部 契約・検査指導課 0997-52-1111（内線5562） |

| | | |
|------------|--------------------|--|
| <p>(4)</p> | <p>提出書類 一覧</p> | <p>ア 共同企業体による競争入札参加資格申請書(様式第1号)</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)</p> <p>ウ 建設業の許可通知書の写し又は許可証明書(証明日が3か月以内のもの)</p> <p>エ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し(構成各社)</p> <p>オ 委任状(様式第3号)</p> <p>カ 同種・類似工事の施工実績調書(様式第4号)及び建設工事施工実績証明願(別紙)</p> <p>キ 配置予定技術者届(様式第5号)(構成各社)</p> <p>ク 監理技術者資格者証の写し(表面,裏面とも)</p> <p>ケ 配置予定監理技術者が登録講習を受講したものであることを証する書面の写し</p> <p>コ 配置予定監理技術者の雇用関係を確認するための書面の写し</p> <p>※キ～コの書面について</p> <p>代表者は,申請時点で配置予定監理技術者を特定できない場合は,複数の候補者(3人を限度とする。)を届出することができる。この場合は,全員について提出すること。</p> <p>サ 配置予定主任技術者の国家資格者証の写し</p> <p>シ 配置予定主任技術者の雇用関係を確認するための書面の写し</p> <p>※キ,サ及びシの書面について</p> |
|------------|--------------------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>代表者以外の者は、申請時点で配置予定主任技術者を特定できない場合は、複数の候補者（3人を限度とする。）を届出することができる。この場合は、全員について提出すること。</p> <p>ス 宛先を記入した返信用封筒（定形3号）に839円切手貼付のこと。</p> <p>（入札参加資格確認通知・入札参加非適合通知書を郵送するのに使用する。郵便料＋配達証明＋一般書留料＝839円）</p> |
|--|--|

第4 入札参加者の資格審査結果通知等

| | |
|-----|---|
| (1) | <p>入札に参加させる者に対しては、入札参加資格確認通知を行う。</p> <p>なお、この確認結果の通知は共同企業体の代表者に対して行うものとする。</p> |
| (2) | <p>入札参加非適合通知書を受けた者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。</p> |
| (3) | <p>(2)の理由を付した通知書の交付を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、当該通知書に付された理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、その旨を記載した入札参加非適合理由説明請求書（様式第6号）を持参して行わなければならない。奄美市はその説明について7日以内に書面により回答する。</p> |
| (4) | <p>入札参加者の資格審査結果通知 令和2年2月7日</p> <p>郵便及び電子メールにて通知</p> |

第5 設計図書の閲覧等

| | | |
|-----|------------------|--|
| (1) | 設計図書の 閲覧 | 令和2年1月15日～令和2年2月27日 奄美市役所6階教育委員会生涯学習課において、DVD-Rで貸し出す。（身分証明書の提示を求める。） |
| (2) | 質問受付期間 | 令和2年1月15日午前8時30分～ 令和2年2月19日午後5時00分 奄美市役所6階教育委員会生涯学習課へ工事内容質問書（様式第7号）により書面又は電子メールにて提出する。 |
| (3) | 質問回答期限 | 令和2年2月21日午後5時00分（最終回答期限） |
| (4) | 質問回答場所及 び閲覧期間 | 電子メールにて各代表者へ回答及び奄美市役所6階教育委員会生涯学習課にて閲覧 令和2年2月21日～令和2年2月24日 |

第6 入札の方法等 共同企業体による一般競争入札（紙入札）

| | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 提出するもの | ア 入札書（様式第8号） イ 工事費内訳書（別紙） ウ 入札参加資格適合通知書の写し |
| (2) | 入札日時・場所 | 令和2年2月28日 午前9時00分 奄美市役所6階第1会議室 |
| (3) | 開札日時・場所 | 同上 |
| (4) | 落札者の決定 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込 |

| | | |
|-----|-------|---|
| | | みをした者は失格とする。また、開札の結果、同価の入札者が2以上あるときは、直ちに「くじ」を引かせて落札者を定める。 |
| (5) | 入札の無効 | 入札参加資格に掲げる資格要件を満たさない者の入札は無効とする。そのほか「奄美市制限付き一般競争入札実施要領」, 「別紙 入札心得」による。 |
| (6) | 入札立会者 | 共同企業体3名以内とし、入札立会者申請書(様式第9号)を入札開始前までに提出すること。必要に応じて入札等に関する委任状(様式第10号)を提出すること。 |
| (7) | 入札の辞退 | 同日に開札する奄美市市民広場・立体駐車場(建築主体)整備工事を落札した場合は、辞退扱いとする。 |

第7 入札参加者の取消し

入札参加資格適合の通知を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その参加資格を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する者が必要な資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

第8 入札の中止等

入札執行者が入札の執行に支障があると認めた場合は、本工事の入札を延期又は中止することができる。

第9 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、返却しないものとする。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、工事価格は入札書に記載した金額と異なっても差し支えない。
- (4) 落札者は閲覧に供した工事費内訳明細書に金額を記載し、契約書締結までに契約担当課に提出すること。

第10 入札保証金及び契約保証金

奄美市契約規則（平成18年奄美市規則第41号）第6条又は第34条に該当する者は、入札保証金又は契約保証金の納付を免除することができる。

第11 留意事項

- (1) 申請書類等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書類等は、この入札及び契約の目的以外に使用することはない。
- (3) 提出された資料は返却しないものとする。
- (4) 本工事に係る契約については、奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奄美市条例第53号）第2条の規定による市議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。なお、当該契約が市議会の議決で否決されたときは、当該契約は無効とし奄美市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本工事は、令和3年度への繰越しを予定しており、完了工期については、奄美市議会の議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。承認後の完了工期は、令和3年5月末を予定している。

第12 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「設計変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を奄美本島外から確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、公共建築工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費，宿泊費，借上費

労務管理費：募集及び解散に関する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

なお、受注者において当該間接費の設計変更を請求する場合は、以下の事項を記載及び添付した「工事打合簿」により、発注者側との事前協議を必要とします。

(1) 奄美大島本島内において、該当工種が施工可能な3社以上（3社未満の場合はその数）の下請企業への見積り依頼書及び、辞退理由が明記された回答書等の原本を添付すること。

なお、回答書等には、下請企業の社印等が押印されているとともに、下請企業の有する労働者の人数及び、依頼時点で従事している工事名及び工事期間が記載されていること。

(2) 実施計画書（様式1）を提出すること。

(3) その他発注者が必要と認めた事項

また、発注者は、上記に規定する協議があったときは、その内容の確認・検討を行い、「工事打合簿」の処理・回答欄に設計変更の対象の有無を記載し回答するものとする。

第13 その他

- (1) 申請書類等の作成のための説明会及び現場説明会は行わないものとする。
- (2) 提出書類は、共同企業体による競争入札参加資格審査申請書の提出日現在で記入すること。
- (3) 提出書類はA4用紙で提出書類一覧表の記号順にクリップで綴じて、提出すること。
- (4) 配置予定技術者の資格者証等については、原本を仮契約締結前に申請書提出時の写しと照合する。

第14 年度ごとの支払限度額及び前払金について

本事業は、令和元年度、令和2年度の2か年事業であるため、年度ごとに支払限度額を定める。

令和元年度については、契約金額の概ね50パーセント、令和2年度については、契約金額の概ね50パーセントとする。

前払金については、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内において、年度ごとに支払いを請求することができる。

第15 問い合わせ先

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市教育委員会生涯学習課

電話 0997-52-1111 (内線5632) F A X 0997-52-9501

メール kyoisg@city.amami.lg.jp